神戸家庭裁判所委員会(H16.2.4開催)議事概要

1 日時

平成16年2月4日(水)午後1時30分から午後4時まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

- 3 出席者

(説明者)水口冨美永,和田 勉,坂上 博

(庶務) 田中敏治,杉原哲治,西村 馨,濵頭健二

- 4 議事(:委員長, :委員, :説明者, :庶務)
- (1) 開会のことば(総務課長)
- (2) 所長あいさつ

本日はお忙しい中,第2回神戸家庭裁判所委員会に御出席いただき,ありがとうございます。

委員会の開催に当たりまして、委員長として一言ごあいさつを申し上げます。

昨年,11月17日の第1回の委員会の際にも述べましたが,この委員会が設置された目的などを再度説明させていただきます。この委員会は,家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるために設置されたものでありますが,裁判所の運営についての意思決定機関ではありません。また,審議会や行政機関に設置された委員会とは異なり,必ずしも委員会として統一した意見を答申したり,一定の結論を出すことをその職務とするものではありません。裁判所が自ら検討し,あるいは実行していくべき施策について,裁判所がその責務を果たしていくに当たり,広く各方面の意見を聴き、これを具体的な方策に反映させる仕組みを設けることが必要であるとの考えから,新しい家庭裁判所委員会が設けられました。委員の皆さん,とりわけ学識経験者の方々には,法律家だけでは得られない幅広い視野や多角的な観点から,率直かつ建設的な御意見を提起していただき,これを家庭裁判所が施策を検討する際に生かしていきたいと考えております。前回は意見交換をする手続のところで時間を取りましたが,本日は予定の二つのテーマについて意見交換をしていただきたいと思いますので,どうぞよろしくお願いします。

以上をもちまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

(3) 委員会の運用に関し必要な事項の決定

ア 家庭裁判所委員会の議事の一般への公開について 「当分の間は公開しない。」ことを決定 決定に至る議論の概要は次のとおり

前回の委員会の議事概要をインターネットで公開したが,前回は意見交換に入らなかったので簡略な議事概要となった。実質的な意見交換に入った場合にはより詳しい議事概要を作成することを予定している。その場合,発言者の氏名を表示したほうがよいかどうかについて,あらかじめ御意見を伺ったところ,委員全員が名前を表示する必要がないという御意見だったので,議事概要には発言者である委員の氏名は表示しないことにする。

それでは,前回積み残した一般公開の問題について議論をすることになるが,まず 学識経験者の方から御意見を伺いたい。

私は、一般公開ということについてはやはり非公開にするのが相当ではないかと考えている。その理由としては、一般の人が傍聴するということになると、やはり自由に、素朴な質問をしたり、あるいは本音で発言するという雰囲気を作ることがなかなか難しいのではないかと考えるからである。一方、この委員会の透明性ということについては私も認識はしているが、その点については、前回決定された事柄から一応担保されているのではないかと思う。更に個人的な立場で申し上げると、傍聴席にどのような人が来るのかということを考ると、おそらく調停の当事者、あるいは調停に関心がある人ということが考えられる。そのような場合に、たまたまその人の事件にかかわっているというようなことがあった場合には、あるいはそういう人がいるのではないかと思うだけで、私は非常にプレッシャーを感じる。一方、私の発言がその後一人歩きして、実務の上でなんらかの影響を与えるのではないかということも懸念している。とにかく、この委員会では発言しやすい雰囲気という状況を作っていただきたいと思っており、以上のようなことから、一般への公開ということは、反対という立場である。

この会が何のための会かということに一番かかわっていると思う。それは,例えば 裁判所の在り方について自由にいろいろな意見を言うということについてである。だ から,一般に公開する場合,懸念というのが私も分からないが,この場合,どういう 制限をかけるかとか,そういう場合どうするかとか,そこのところの部分とかかわっ てくるだろうというふうに思う。自由にものを言える雰囲気というのは非常に大事で, そのことについては私も同様に思うけれども,それだから全部だめかというその辺の 間というのが,多分議論もいろいろあると思うので,その辺を少し話をしたほうがい いと思う。

傍聴者がいるから言いたいことが言えなくなるということはないと思う。傍聴者の人数とかコントロールの可能性とか,そういったことが主要な問題だと思う。そういう意味では,自由な発言を促すために傍聴者を入れないほうがよいというのは,理由としてはどうかという感じがする。

「傍聴人がいるからしゃべれないということはなかろう。」というのは,非常に慣れている方であって,私は,第三者がいるというだけで緊張する。まして,中にどん

な人が混じっているかわからないというような状況の中で,どこまで本音で話したら良いのかと,必ずそういう気持ちが働く。会の中身が全然公開されないというのならともかく,別の形で公開される以上,あえて傍聴人を入れる必要はないのではないかと思う。

公開というのは情報公開が原則だから、行政のところはほとんどそういう方法でやられているわけなので、裁判所がそんなに密室性というのか、一般に公開しないことにするのはどうかと思う。みなさんの多数で一般市民に対する公開がまずいというのであれば、それは委員会で決めたらよいと思う。

行政機関などの委員会とは少し性質が違うということは先ほども申し上げたとおりであるが。一般公開を認めるとどうしても自由に意見を言いにくいという委員がいる以上は,委員会で自由闊達な議論ができないおそれがあるのではなかろうかと思われる。この問題を多数決で決めてしまうというのはどうかと思うので,自由闊達な議論をするためにはやはり議事の一般公開は当分の間はしないという方向とさせていただきたいと思うが,どうか。

委員長が決める問題ではないと思う。委員長は議事の進行を図っていただきたい。 意見が分かれるのであれば,ある程度多数決ということになるのではないかと思う。 多数決で決めるべき問題ではないと思っている。

所長が委員長になるからこうなってしまうのではないか。多数決でなくてもよいが, みなさんの意見を聞いていただきたい。非公開が良いという意見が多くて,結局,多 数決になるのかもしれないが,そういった声が多ければ非公開に反対ということはない。

前回にも申し上げたと思うが、公開に不適当である内容と、これは一般に当然公開をしても、いわゆる傍聴をしてもらっても結構な内容というものが議事の中にいろいるあるのではないかと思う。教育委員会では、公開という形で行っていた。ただし、「この議題については傍聴者の方は退席していただきましょう。」という形で対応してきた経緯もあるので、全く非公開という形ではなくて、公開できる部分とそうでない部分とを区分けするという方法はとれないものかと思う。

例えばどんなことか。

議事の内容によって,これは公開に向かないということで判断をすればよい。私は,司法関係には素人であり,これを非公開,これを公開ということについては申し上げる立場にはないような気がするので,もしそういうことができるならば,今の時代だから,できるなら公開していくということも必要ではないかと思う。

先ほど, 委員と 委員が言ったことと重なるかもしれないが,内容もこの家庭裁判所の運営にかかわる問題を協議するわけであり,特に一般の方が傍聴して何か得るものが大きいかということを考えたときに,余りないような気もする。さらに,この内容をホームページに掲載したり,報道機関が入って記事にすることもあり,そう考えると十分公開はされていると考えられる。発言しにくいと言っている委員もいるので,また,私個人もどちらかと言えば傍聴者がいないほうが話しやすかったり,基本的な質問などをさせていただくのも恥ずかしくないのではないかと思ったりするので,わざわざ一般の方に,どんな方が入られる分からないリスクを犯してまで今の

段階で入ってもらうのはどうかと思う。

みなさんの意見を伺っていると,一部公開はしないほうがいいということだが,私 は原則公開でいくべきだと思う。ただ、この問題だけで2回も費やしてしまって、実 体審議が全くできないという、意見交換ができなくなるということで、もうそろそろ ある程度結論を出して、その結論を出すにあたって考えるのは、ようやく司法制度改 革の流れができ、国民がもっと司法プロセスに参加しよう、情報をもっと公開しよう という大きな流れには我々も賛成であり、それに向かっていかなければならないと思 う。しかし,一度に全部,何から何まですべて公開するとか,国民全員参加というの は大変革なので,簡単にはいかないと思う。少しでも一歩でも前進していくというこ とが非常に大切だと思うので、先ほど申し上げたように、一般に公開するのが大原則 だとは思ってはいるけれども,何人か抵抗を感じる方がおられるようなので,当面は, このシステムが成熟していくまで,一般の方に対しては非公開にして,ただし,情報 公開を担保するために、前回も申し上げたようにマスコミの取材は可能とする。それ から、議事内容によっては 委員が先ほどおっしゃったように非公開にすることも あり得るというくらいでスタートして、それで皆さんが発言するについて特に不自由 を感じられないという段階に成熟したら、そこで改めて一般公開のことを議論しては いかがか。このままでは堂々巡りで,余り実がないと思う。

今, 委員が言われたように「当分の間は公開しない。」という方向で実施したいと思うが,よろしいか。

それでよいけれども、議事概要のホームページに掲載に対する意見であるが、第1回の議事概要はわずか2枚の内容しか出されていない。地裁委員会は27ページも議事内容を出している。一般市民に対する公開をしないということにするのであれば、議事の公開に関しては、概要であってもある程度詳細にホームページに載せるべきだと思う。もう一つ、議事録に関してはきちんと作っていただきたいと考える。

それはまた会則のところで議論したい。

あくまでも公開を担保することの一つだから、それはお願いしたいと思う。

イ 神戸家庭裁判所委員会会則の制定について

次回以降の家裁委員会で,会則を作るかどうかも含めて検討する。

なお,弁護士委員から会則案の提出があり,提出趣旨についての説明が行われた。 提出趣旨等の概要については次のとおり

委員から会則案についての資料が昨日提出され、会則案が本日提出されたので 机上配布したが、各委員においては、この資料等に初めて目を通すわけで、検討する 時間も必要と思うので、会則については、作るかどうかを含めて、次回以降の家裁委員会で決めたらどうかと思うが、いかがか。会則としてどのようなものを作るかということになると、そればかりで今日1日かかることになり、一度、実質的な意見交換に入らせていただきたい。

こういう形で案として出たので、今日は 委員から説明いただいて、次回、実質 論議するということでいかがか。

(異議なし)

神戸家庭裁判所家庭裁判所委員会会則というのは,同じく配布されている案ではなくて既にできあがっている 地方裁判所委員会の細則とか 地方裁判所委員会の 会則を参考にして,この程度の会則を作ったらいいのではなかろうかということである。

第1条に関しては、これは原則を書いた。第2条は委員会の招集の件であるが、委 員会は,委員長が招集する。ただ,委員長だけではなくて,委員も招集を求めること ができる。委員長に対して求めるということになるが、これを置いてもいいのではな いかと考えた。第3条は定足数の問題であるが、おそらく過半数を割るということは ないとは思うが,過半数を割った状態で委員会に議題を出すことはおかしいのではな かろうかということで,一応定足数の条項を設けた。第4条に関しては,議事の可決 の問題であるが、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は委員長の決するとこ ろによるということである。この条項に関しては,家庭裁判所委員会規則,これは最 高裁が作った委員会規則であるが、第7条に部会を設置することができるという規定 があり、同6項に、「委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員 会の議決とすることができる。」という規定がある。これは最高裁の諮問委員会で問 題になったところであるが、部会でさえ部会の議決ができる。それが委員会の議決に なるということだから、やはり議決が必要ということで入れた。さらに最高裁の諮問 委員会のほうで議論になった委員会の議決に関しては、先ほど述べた家庭裁判所委員 会規則第9条の雑則のところで,各地裁ないし家裁の委員会の中で委員会の運営に関 する必要な事項を決めたらよいということでこちらに預けられているので、この委員 会の会則の中では第4条に入れさせていただくことにした。第5条は,議題の提出の 問題だから、これも当たり前のことを言っている。第6条に関しては前回の委員会で 報道機関に対する公開の問題が決まったので,第6条を規定した。一般市民に対する 公開に関しては今回、先ほど議論があったように当面非公開にするということである から、これはカットということになる。ただし、議事結果に関してはホームページに 掲載する,これは前回決まったことだから,これをそのまま書いたということである。 一応これは確認事項みたいなもので書いたということである。第7条に関しては、こ れは最高裁の諮問委員会のほうで各地裁委員会ないし家裁委員会でいろいろなことが できる。例えば公聴会を開くこともできれば,委員会そのものの独自活動もできるな ど、いろいろ書いてあるので、場合によっては外部講師を呼んでいろいろなことを聞 いたり、勉強会を開いたりすることもあり得ることだから、これも入れておいたらど うかということである。あとは議事録の作成の件だから,これは当たり前のことであ る。

(4) 意見交換等

ア ビデオ「家事事件手続案内」上映

なお,ビデオの上映後,机上配布の「家事事件の手続の流れ」を参照しながら, 委員長から家事事件手続についての補足説明を実施した。

補足説明の概要は次のとおり

ビデオで簡単に家事事件の内容を説明したが,更にビデオの補足説明をしたいと思うので,「家事事件の手続の流れ」を見ながら,まず家事相談について簡単に説明させていただく。

家裁を訪れる人の中には,法律的な手続に馴染みが薄い方も少なくない。そこで,家裁を利用する人の便宜を図るために,受付事務の一環として,原則として裁判所職員が申立手続等に関する相談を受けている。夫婦の問題であったら夫婦関係調整の調停を申し立ててもらう。相続絡みだと遺産分割の調停を申し立ててもらうなどである。最近は,よくサラ金関係の相談があり,多重債務ということになると簡裁に行ってもらって特定調停を申し立てるとか,どういう手続をすればよいのかという相談を受けている。内容に関する相談というのは受けていない。統計的にも家事事件の新受事件,新しく起こされた事件の半数が家事相談を経ているので,家事相談の利用率は非常に高いものがある。

家事事件にはビデオにもあったが,審判と調停があり,審判の中には甲類審判と乙類審判がある。これは家事審判法第9条に甲類というのはどんなものがあるか、乙類というのはどんなものがあるかということが規定されている。甲類審判としては,相続放棄,後見開始,後見人の選任,ビデオでもあった子の氏の変更許可,名や氏の変更許可といったものがある。これらは公益に関するため,家庭裁判所が国家として後見的な立場から関与するものである。こういうものは当事者が対立して争う性質の事件ではないので,当事者間の合意による解決というのは考えられない。そこで専ら審判によって扱われる。現在,甲類審判で一番多いのがビデオにもあった子の氏の変更である。これは妻が旧姓に戻ったときだけに限らず,子どもの戸籍をどちらかに移す場合に,子の氏の変更手続が必要となる。子の氏の変更というのは,現在審判事件の44.3パーセントである。それから,最近は,痴呆とか知的障害などの精神上の障害によって判断能力が不十分な人を保護する制度である成年後見関連事件が非常に増加している。

乙類事件には親権者の変更,養育費の請求,婚姻費用の分担,遺産分割といったものがある。これらの事件は当事者間に争いのある事件であることから,第一次的には当事者間の話し合いによる自主的な解決が期待され,審判によるほか調停でも扱われる。調停事件には乙類調停と一般調停がある。乙類調停は先ほど述べた乙類審判事項を内容としており,調停が成立しないときには審判手続に移って,家事審判官による審判によって結論が示されることになる。一般調停というのは家庭裁判所で扱われる家庭に関する紛争等の事件のうちで乙類事件以外の事件をいう。一般調停事件で一番多いのは離婚調停である。このほかに夫婦関係や親族関係の円満調整,内縁関係解消,離縁,離婚後の紛争調整といったものがある。一般調停の場合,調停が不成立になっても審判手続には移らず,最終的な解決のためには訴訟を提起することになる。ビデオでもあったように離婚などの事件は,これまでは地方裁判所に訴訟を提起していたわけだが,本年4月から離婚などの人事訴訟事件については家庭裁判所に訴訟を提起することになった。これが,後で説明していただくが,人事訴訟の家裁移管というものである。

今日の意見交換のテーマでもあるが,調停委員と参与員の違いについて若干説明させていただくと,先ほどのビデオで調停に関するイメージをお持ちいただいたことと思うが,家事調停は訴訟や審判と異なって当事者の合意に基づいて紛争を解決する制度である。家事調停では裁判官のことを家事審判官と言うが,家事審判官と市民から選ばれた2人以上の家事調停委員とで構成される調停委員会によって行われる手続である。家事調停委員の人格や様々な分野における豊かな知識,経験を活かした弾力的な解決が求められている。ビデオでは家事審判官が調停に立ち会っていたけれども,家事審判官が多数の事件を担当している関係上,必ずしも,全調停事件に立ち会うことはしていないが,必要な場面では調停委員と評議している。したがって,調停の成否は調停委員にかかっているので有能な調停委員が必要だということになる。

参与員は、「家事事件の手続の流れ」を見ていただいたらおわかりいただけるように、甲類審判事件の予備審問を担当していた。予備審問というのは、参与員が、当該申立に必要な書類が整っているかとか、必要な要件があるかどうかというのをチェックして、この申立を認めてよいかどうかという意見を述べるものである。先ほどの子の氏の変更などの場合も、これは大丈夫だという判断のもとに家事審判官に意見を述べ、家事審判官が検討するということになる。本年4月から人事訴訟が家庭裁判所に移管されることになるが、参与員が人事訴訟の審理や和解に関与して、裁判官に対し意見を述べることができるようになった。これは、国民の司法参加という点から一般の国民である参与員を審理に関与させて意見を聞くというものである。通常、法廷のシーンだと、裁判官1人が法服を着て法壇に座っているが、多分、人事訴訟は1人の裁判官が担当することが多いと思われるので、真ん中に裁判官が座り、両脇に参与員が座って証拠調べなどに立ち会うという場面をイメージいていただければよいと思う。参与員は意見を述べるだけなので、表決権、決定する権利はない。

委員長の説明では、参与員について、裁判官が真ん中にいて、両脇に参与員という イメージと述べられたがが、必ず2人採用するのか。1人ということはあるのか。

事件によっては1人ということもあり得る。まだこれから運用することになるので どうなるか想像はつかない。

2人以上ということはあるのか。 法律では1人以上と定めている。 限度はないということになるのか。 そういうことになる。

イ 人事訴訟事件の家庭裁判所への移管について 裁判所委員から説明し,質疑応答も行った。 説明及び質疑応答の概要は次のとおり

人事訴訟の9割が離婚訴訟である。あとは認知を求める訴訟であるとか,離縁の話がまとまらなくて起こされる離縁訴訟といったものが考えられるけれども、要するに,離婚訴訟というふうに考えていただいたらよいかと思う。移管というのは,要するに管轄が移るわけで,訴訟だから,これまでは地裁で行っていた。今回,人事訴訟が家

裁に移管されることになり,人事訴訟手続で家庭裁判所調査官が使えるというのが一番大きな動機の一つで,人事訴訟についての明治31年の法律がこの度全面改正になった。家裁に移管するについては,従前と変わった点が3点ある。一つは家庭裁判所調査官が関与できるということである。二つ目は,参与員が訴訟について導入される。もう一つは余り言われていないが,公開停止の条文が制定されている。事柄が非常にプライバシーに関するわけで,調停の現場では日常のことであるが,とても部屋の外で話せないような話ばかりが出てくるので,やはり公開の法廷に適しないということで,場合によっては,非公開にできるといったことである。

家裁で一番便利だというのは,家庭裁判所調査官が外に出て行って活動ができることである。例えば,離婚訴訟の結論を出すには親権者を決めなければいけない。言い換えれば,子どもをどちらが取るかを決めなければいけない。それが最大の争点になっている場合が多いわけだが,それは子どもが今育てられている親の元でちゃんと育っているのか,いないのか,という状況を把握しないで判断することは本来できない。両方,自分の良いことしか言わないからである。家庭裁判所調査官が,子どもが育てられている家に行って状況を見て,子どもが本当になついているのか,いないのか,といった状況を把握してくると,非常に判断がしやすい。だから,今度,人訴が移管された場合には,おそらく親権者をどちらにするかという点で一番家庭裁判所調査官が活用されるだろうと思われる。

参与員が訴訟に立ち会うということももちろん従前なかったことで,離婚訴訟に,今後は,どの程度の割合になるかは担当裁判官が決めることではあるが,離婚訴訟の審理に参与員を立ち会わせて,いろいろな意見を求める場面もあるだろう。慰謝料の額の問題もあるかもしれない。どちらにどれだけ非があるのかといった判断の意見を聞くこともあろう。参与員の経歴と知識いかんによっては,子どもの親権の帰属についての意見を求められる場合もあるだろう。そういったことで,簡単に言うと離婚訴訟がかなり家庭裁判所化されて家裁にやってくる,というふうに御理解いただけたらと思う。

離婚調停で話がつかない場合には、離婚訴訟に行っていたわけで、従前、離婚調停が不調となれば、何パーセントかは地裁の離婚訴訟に回っていた。それが今度は両方家庭裁判所に来るので、それではどうなるのかといった問題も当然起こってくるが、離婚調停に関しては何らの法改正もないので、全く従前どおりに行われる。私は仕事で毎日戸籍を見ているが、戸籍に記載された離婚の90何パーセントまでは協議離婚である。わずか数パーセントが調停離婚で、裁判の確定により離婚という戸籍を見ることは年に何回かしかない。つまり、ほとんどは協議離婚で離婚ができているわけである。そして、離婚調停が不調になるということは結構多いが、それが全部離婚訴訟になっているわけではなく、その中のごくわずかの割合の事件が離婚訴訟になっている。なぜそうなるかというと、家庭裁判所に来ない事件はもちろんのこと、家庭裁判所に離婚調停で来られる方は、訴訟を頭においてこられている方はごくわずかだということである。つまり争いの中身が調停と訴訟では基本的に違う。どういうふうに違うかという点を非常に簡単に述べると、離婚訴訟は、法廷で証拠調べをして、事実が確定する。その事実によって、離婚請求がなりたつような事実が出てくれば離婚訴訟

で勝訴する。そこで取り上げられている事実は,トラブルが起きた当初のすべて過去 の事実である。過去の事実のうちで裁判所が取り上げて離婚訴訟の勝ち負けに影響す るような事実だけである。裁判所からすると今当事者がどうしているということは関 係ない。しかも問題になる事実は、裁判所が判決をするについて重要な事実だけだか ら、それは当事者が今一番言いたいこととかとは全然違うことになる。当事者が訴え たいような恨み辛みの類、言葉にできないことや、そういったものは訴訟上取り上げ られる機会が全くない。というのは、過去の事実ですべてが決まるからである。今当 事者がどういう気持ちでいるとかいったことが判決に影響を及ぼすことはない。一方, 家事調停,離婚調停は何をしているかというと,全く反対で,家事調停で来られる方 は現在トラブル真っ最中である。それを何とか解消したいということでみんな来られ ている。そうすると、その中身というのは必ずしも法律問題になるような中身ではな い。昨今一番多い離婚の原因として主張されるのは、性格の不一致というのである。 要するに、それまでその人が育ってきた、双方が育ってきた生活習慣、ないしはその 人の生き方,その不一致というか,その衝突,大概のことは譲れるだろうけども,基 本的なことにかかわってきたら、多分何も譲れない。譲れないとその人は許せない。 だから、もう同じ部屋にいるのもいやだ、同じ空気を吸うのもいやだという人がたく さんおられる。それがトラブルの中身である。それは別に法律的な問題でも何でもな く、そのことが決着つかない限り結論に到達できない、というか到達を拒否する。そ れでトラブルが解消しないから家庭裁判所に来るといった形がほとんどなわけであ る。調停委員はそういった当事者の心理状態、トラブルから抜け出せない、そういっ た心理状態に働きかけるが、それは結構効果がある。調停委員は法律家である必要は 全くない。非法律家のほうがそういった人に対する働きかけは, はるかにうまい。そ ういう経験を積んでおられる人に是非調停委員になってもらいたい。

今の 委員のお話の中で,家裁に移って公開停止の条文という話があったが,確かに離婚なんかについては非常にプライベートな中身だということは分かるけれども,それに対する司法の判断というものがある種社会性を持つということもあると思う。例えば家庭内暴力の問題であったり,それについてどういう判断をしたということで,悩んでいる人がそれによって勇気づけられたり,そういうことがあるかと思うが,この辺の司法の判断の結果の情報の開示というのは,それは方法として何かあるか。

まだ家裁に移管されていないので,何とも言えないが,そういう問題も考えてみたい。

調停の場合には、家事審判官が調停委員会の構成メンバーになっている。調停が不成立になった場合に、その家事審判官が審判官として審判するのが一応原則か。

乙類事件の場合は,そうである。

遺産分割とかあるが。

事務分配による。

審判官が変わる場合もあるのか。

事務分配によることになる。

多くの場合は,調停委員であった家事審判官がそのまま審判をする形になっている

のか。

普通,事務分配に特別な取り決めがなければそうなっている。

今度,人訴が移管した場合,調停前置だから,当然調停を経ないと訴訟に行かない。 その場合に調停委員会を構成する審判官が人訴の場合の裁判官になるのか。

それは調停委員が参与員になるのはできるだけしないほうがよいという規定があるけれども,裁判官については規定がないので,それはなると思う。

人訴の移管に対する説明をされたから、その点についての質問ということで尋ねたものである。そういう意味では、調停委員会の構成メンバーの裁判官が人訴を担当されると。非常に重要な問題であり、4月1日からのことで、1か月後ではないのか。まだ何も分からないでは困る。

今の御質問は,当事者からみたらものすごく大きな問題なので,法律上の問題じゃなくて,利用する側としてどうなのだろうという,ある意味で非常に深刻なというか,今まで話を聞いてもらっていた人に審判をされるのか,全然違う人にされるかというのは相談者の方にとって実際占めるものが非常に大きい。もし分かるのであればお聞きしたい。

今,私と担当のもう一人の判事との話では事務分担として決まっているいないは別として,二人の見解としては自分が関与した事件は担当しないほうがいいだろうという考えで一致はしている。ただ,どうなるか分からない。

その点は,3月に事務分配を決めるので,確定したことはお答えできない,ただ, 乙類審判も同じだと思う。乙類について調停に立ち会っていた裁判官が審判する。それについて別に何の問題もなかったことから,今回も裁判官については,原則上は人訴の前置の調停に立ち会った人がその裁判をやっても別に構わないということになっていると考えている。

要するに前審関与の問題がある。

理屈としては前審関与にならないということである。

調停だからか。

そうである。

事実上の前審関与と同じなので,その辺,どう考えているのかなということで伺ったものである。

利用者の立場からの問題だと言われた、そのことについて説明していただきたいが。私は職業柄、例えばそういう訴訟を抱えている人の申述とかを取ることもある。そうすると、それこそ 委員の方のところで、現在のトラブルの問題と心理状態と言われたけれど、そのもっともっと内的なものがある。そうすると調停の展開によっては、裁判官が入るときもあり、家庭裁判所調査官が入るときもあるという流れの中で、大抵は思うことを本当に分かってもらえたと実感できている人は、私がお会いする限りにおいてはないわけで、だから調停委員のところですごく効果があるとか言っているけれども、個別の心の中では分かってもらえないからあきらめるみたいな気持ちも随分あったりする。それから、あと、もうどうしても納得できないし、訴訟にしようと思ったときに、今の制度だと今まで話してきたことは全然関係ありませんと、全然別のところでやるのだから、何の参考にも資料にもならないというようなことを言わ

れて,「ガーン。」とくるわけである。しかし,今までだと訴える裁判所が違うから,また新しくと考えると思うが,同じところで今度それが起こるとしたら,ここに来てこれだけ言っていたのがなぜ伝わらないのかと,そういう気持ちになるわけである。利用者からすれば。その辺がどうなのかということは,別に法律上の問題ではなく,利用者の気持ちとして考えなければならない問題だと思う。

調停の手続と訴訟の手続とは全く違うので、解釈としては引き継がないということにはなっている。

だから、制度としてという部分はよく分かるけれども、また改めて書類を作ることになる。利用している側の気持ちとしては、同じこの気持ちをというのをずっと抱えたままで、この連続上でどこかですっきりいかないからこそ、訴訟をするのだから、切れない。だから、その辺が当事者にとって納得できる形、そちら側から考えたときにそこら辺はどうなっていくか関心のあるところである。

するとむしろ同じ裁判官が担当するほうがいいという意見か。

いや,それは非常に難しいものをいっぱい抱えていると思うが,それは簡単には言えない。法律上の問題だから,この委員会では関係ないからというので分からないというのでは困ると思い,分かるならどういう議論になっているかというのを教えていただきたいと考えたものである。

今のところは,手続は引き継がない。要するに証拠等一切引き継がずに新たに出していただくということになっている。それは法律の問題だが,裁判官の事務分配についてはまだはっきりとは決めていない。それについては, 委員は,裁判官が別のほうが良いとの意見か。

それは簡単に言い切れない部分がたくさんある。今言った側から見ても。

ついでに質問させていただきたいが,参与員というのが私はちょっと分からないので,今回の改正で参与員が意見を述べることになるということだが,参与員というのはどういう形のかかわり方をして意見を述べることができるのか,何を前提にしたところから意見を述べるのか,そういう問題についてよくわからない。

審理や和解に立ち会って意見を述べることなっているが,突然証拠調べのときに来ていただいてもということもあり,立ち会っていただくにあたっては事件の内容を説明して,自分の耳で証人尋問,本人尋問,要するに証拠調べを,読んでいただくなり, 聞いていただくなりして,それで,法律の言葉では心証というが,どうかなという考えを固めていただいて,それに基づいて意見を言ってもらうということになろうかと思う。

そのときに読んでもらう資料というのは、どういう形のものなのか。

訴訟に出ている資料である。

訴訟の段階で出ている資料か。

そうである。訴訟に出てこない限りは,調停のときのものを読んでいただくわけに はいかない。

そこで読んでもらう資料は,本人が記入するという形になるのか。

本人が書かれた陳述書というのが多い。自分が書いたり,弁護士がまとめた陳述書, どういうことで仲が悪くなったとか,いろいろ書いてあるものを読んでもらって,証 拠調べに立ち会ってもらうということになる。

具体的なケースのことまで浮かんでくるので、例えば親権の問題になったときなど、子どもの養育環境の調査みたいなものを調査官が当然されると思うが、そういうのは 資料の中に入るのか。

入らない。調査官の調査は原則閲覧ができる。

それは人事訴訟手続でのことで,今言われたのは調停中の話のことではないのか。 調停中に,調査官が調査した子どもの養育環境などの資料だが。

それは普通は非公開だから,それを見ていただくことはない。希に許可されることもあるが,通常は非公開である。また具体的に聞いていただき,可能であればお答えする。「参与員になってみませんか?」というパンフレットを事前にお配りしたと思うが,これを読んでいただいたら少しはイメージがつかめるのではないかと思う。

ウ 「調停委員又は参与員の人材確保の方策」の意見交換

意見交換に入る前に,庶務から「家事調停委員及び参与員の任命状況について」 説明した。

説明の概要は次のとおり

調停委員の任命につきましては最高裁判所の規則第1条に弁護士となる資格を有する者,民事もしくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識,経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で人格識見の高い年齢40年以上70年未満の者の中から最高裁判所が任命すると定められています。ただし,特に必要な場合においては40年以上70年未満の者であることを要しないという特例がございます。既に配布させていただきました「調停のあらまし」の5ページに選考基準について詳しく書かれておりますので,これをご覧になってください。

実際に家事調停委員として活躍していただくためには,先ほど述べましたような素養のほか,家事調停に対する理解と熱意があり,実際に調停事件を担当する時間的な余裕がある方が求められております。当庁の家事調停委員の任命の状況ですが,職業別と年齢別の員数について説明させていただきます。先日お届けしました1月1日現在の資料をご覧ください。先ず,1枚目の家事調停委員の職業別員数ですが,調停委員の総数は489人です。弁護士委員と司法書士,公認会計士,これには「不動産鑑定士,公認会計士等」と書いていますが,そのほかに司法書士,税理士が含まれます。この方がそれぞれ15パーセント,それと半数,50パーセントを占めております「その他」というのは,多いのはカウンセラー,塾の講師,それと会社などを既に退職された無職の方々や主婦の方々です。2枚目の年齢別員数を御覧ください。60歳代の方々が半数,50.3パーセントということで,70歳以上が約16パーセントというのが,年齢の現状です。40歳未満の女性は,弁護士の35歳の方です。先ほども言いましたように複雑困難な事件の増加に伴いまして,これらの事件を今まで以上に適正かつ迅速に処理していただくためには,これから意見交換していただきますふさわしい人材をより

多く確保する必要があると裁判所も考えています。これまでも兵庫県弁護士会, 医師会,公認会計士協会,司法書士会,神戸大学,税理士会に家事調停委員の推 薦をお願いしていますし,各団体,あるいは調停委員の個人の方からも有能な人 材を推薦していただいています。

次に参与員の選任状況について説明させていただきます。参与員は先ほども質 問が出ましたが,調停委員よりやや馴染みが薄い。 委員から質問が出ました けれども,委員長が追加説明しましたように,これまでの専門的委員に加わりま して、4月から人事訴訟の活用ということで新しく参与員を補充した結果、1月 1日現在のものは既にお配りしました年齢別よりもかなり若返っていることが分 かると思いますので、この点を説明させていただきます。参与員の選任につきま しては,これも最高裁判所の参与員規則第1条に参与員となるべき者は徳望,良 識のあるものからこれを選任しなければならないと定められており,人望があっ て社会人としての健全な良識のある人から選任されています。資料に基づいて説 明させていただくと、参与員の職業別員数を御覧ください。参与員についても困 難な事件を担当していただくにふさわしい人材をより多く確保する必要があると 考えて,兵庫県弁護士会,神戸大学に推薦を依頼しております。更に4月からの 人事訴訟事件に対応するために神戸青年会議所,農協,兵庫県庁などに若い世代 の方々の推薦を依頼しました。年齢別の員数のグラフを御覧ください。昨年お配 りした資料には,40歳未満はゼロ,40歳以上はわずか4人でしたけれども, この表のとおり、40歳未満は男性が6人,女性が5人,40歳以上の男性が1 1人,女性が18人と非常に若い方が選任されました。合計が昨年度は159人 でしたが,本年1月1日現在では220人の方を選任しております。今言いまし たように家事調停委員及び参与員の任命については今後も事件の動向を見なが ら,多種多様な人材を確保するために様々な方策を検討していきたいと考えてい ますので、委員の皆様方の活発な御意見を賜りたいと思いますので、よろしくお 願いします。

少し補足すると,参与員については,従来は甲類事件の予備審問だけに関与していたことから,ベテランの調停委員から選任することが多かった。したがって,年齢も高かった。人訴が移管されると,いろいろな年齢の当事者が来ることになるので,バラエティーに富んだ年齢の方も必要ではなかろうかと,今回特に若い方に重点的に参与員になっていただいたということである。

【意見交換 (「調停委員又は参与員の人材確保の方策」)】 意見交換の概要は次のとおり

人材確保に苦労しているのかと思ったら,220人(参与員)もいるとのことで,それでも方策を考える必要があるのか。

有能な人を採用しなければならないことと、年齢の関係で辞めていかれる人を 補充する必要がある。参与員の場合、約20人が年齢超過で退任され、調停委員 の場合、毎年4月任命が多いが、約40人近い人数が退任される。 調停は結構時間がかかるので,現役で仕事されている人は時間が取れず,どうしても仕事を引退した人とか無職の人が多くなる。女性の場合は主婦の割合が多い。現役で仕事をしていて,調停委員になってもらえる人が非常に少ない。

総数が決まっているのか。

調停委員については最高裁判所から配置基準ということで約400名という数が示されている。ただ、当庁の489人というのは、民事調停委員の兼務者が含まれており、神戸地方裁判所及び神戸簡易裁判所の民事調停委員本務の方が配置基準の約400人以外におられるということである。

参与員については、これは参与員規則に家庭裁判所ごとに20人以上という規定があり、これは支部を含めてのため、神戸家庭裁判所本庁と9支部があり、合計10庁であるから、200人以上ということになる。

団体推薦に限られるものなのか、自薦もあるのか。一部ボランティア的にやってやろうという人も多分いると思うが、どのくらい時間を取られるのかという拘束時間の問題と報酬の問題はどのようになっているのか。

調停1件について,おおむね半日は必要である。結構,拘束時間は長い。

調停の立会については個々人で差があるが,週5日のウィークデーに3日から4日は出ている人もいる。

だから,調停委員に就任いただくときに,どの程度来ていただけるかあらかじめ尋ねている。月に1回程度だと少ないので,少なくとも週に1回程度来ていただく方をお願いしたい。実際に多い調停委員だど, 委員が言われたように週に4日くらいで,少ない人だと月に1回,2回の人もいる。

報酬については、旅費が実費支給されるが、これとは別に調停委員手当が支給される。

調停委員に自分から応募してくる人もいる。以前は推薦者が必要であったが, 最近は不要とした。これとは別に,専門家調停委員については,医師会等の団体 に依頼している。

自分から応募してくる調停委員は全体でどの程度あるのか。

統計はとっていないが,何十人単位である。現に,最近も自ら応募してこられた方がいた。

それはどういうルートで知ったのか。

詳細に述べることは差し控えるが,要するに,御自身が離婚調停を体験されて,そのときに調停委員さんから「頑張ってください。」と言われたのが非常に嬉しかったから,自分もそういう問題で困っている人にそういうことをしたいというのが応募の理由であった。60歳を過ぎて仕事を退職され,やはり社会に少しは何かで還元したいといって応募してこられる方が,男性などで結構おられる。

裁判所から調停委員を公募していることがあるのか。

裁判所からは公募はしていない。何かのきっかけで調停委員という仕事を知ったというのが応募の理由のようだ。

調停委員は2年の任期であり、任命の時期は原則として毎年4月と10月であり、最高裁判所が任命するについて、神戸家庭裁判所家事調停委員候補者選考委

員会において,まず書類選考をし,その選考を通過したもの全員について面接選考を実施している。その結果,最高裁への上申名簿を作成し,神戸家裁で決定し,最高裁判所に上申するという流れになっている。

先ほどの説明の中で,今回,神戸青年会議所とか,農協とか県庁にもお願いしたという,そのお願いというのは広報なのか,推薦なのか。

神戸青年会議所,農協,県庁等への参与員の推薦依頼というのは,公募ではなく,依頼先においてしかるべき人に声をかけていただき,その結果応募していただいたもので,団体からの推薦ということではない。広報誌への掲載を依頼したものでもない。

裁判所の方ではこういうジャンルの人をもう少しとか,今の状況で考えている ことが何かあるのか。

自薦の人がたくさんくると大変だという気はする。調停委員は,そう簡単な仕事ではないので,何らかの経歴がないと無理だろう。社会活動をされている人とかでないと無理だろう。最近は司法書士会等に推薦依頼をするようになったが,従来は,長年調停委員をされている人から推薦してもらうなど,内部的な形が多かった。すると,特に男性委員の給源が細ってきて間に合わなくなってきた。

男性と女性のバランスを考えているのか。

通常,男性と女性がペアで組んで調停を行う。ただ,新任調停委員が入る場合は,その委員も加えて3人で調停をすることもある。

公募も一つの方策として考えられるが,私が実際にかかわっている仕事では,職種によるが1人の採用に対して300人くらい応募があり,書類選考だけでも 煩雑になる。調停委員が人気のある職業かどうかは別にして,その負担は覚悟したほうがよい。また,書類の信頼性をどう担保するかという問題があり,実際,面接をしてみないと分からない。

推薦という方法は口コミみたいで, すっきりしないところがあるが, 確実な方法ではあるという気がする。推薦で足りない場合には残りの人数について公募するとか,組み合わせ的なものも考えればよいのではないか。

以前は,もっと県の人とか市の人とかが調停委員でいた。今少なくなったのは, そういう人と宗教家ではないかと感じている。

推薦するにあたって,裁判所で何かリストは持っているのか。

法律の専門家とか,不動産の評価が必要なときには専門の資格を持った方の所属団体に推薦依頼しているが,一般の調停委員が必要だと思われる部分もある。よく苦情を受けるのは,離婚調停で,若い20代,30代の世代の離婚調停で,「調停委員といえば私たちの親の世代より上の人だ。」と,「あなたたちに話しても事情をわかってくれない。」ということがあり,できるだけ若い方を男女ともに増やしていけたらなというところで,さてそういうときにどこに飛び込んでお願いに行けばというのが非常に難しいところだと思っている。

一般の推薦先のリストは裁判所で持っているのか。

持っていない。先ほどの参与員の関係で青年会議所に行ったのも,推薦いただけるかどうかわからなかったが,とりあえず説明させていただくために行ったと

いうことである。

参与員の場合は、特に人訴の立会というのは新しい制度なので、そういうのを やってみたらどうかということで興味を持たれて何人か応募していただいた。時 間も調停ほどはたぶん長くはかからないと思われるのも、その理由の一つである と考えている。

例えば,民生委員とかをどのようにして決めているのか。そういうのを参考に 枠を広げていくのもよいのではないか。

民生委員は,最近,なり手がなくて困っており,自治会や婦人会に頭を下げて 頼んでいる状況である。

以前は,県の幹部職員とかは勧奨退職で早期に辞められる人が多かったが,最近では定年まで働いていただき,更に第二の人生をお世話している状況にある。 人材の確保にお困りなら,毎年2人か3人くらいを推薦してもらえるように本気で依頼してはどうか。頼み方を大事にしたほうがよい。

一つの例で臨床心理士の資格があるが,その資格を持っているが,不安定なために職歴として書けない人で,家裁で調停委員をやれそうな人が埋もれている。 最近は臨床心理士の資格をもっている人をよく任命している。

もしそういう人も対象として可能であれば,兵庫県の臨床心理士会の方に推薦 依頼されてはどうか。

公務員、民間人が現職で調停に携わった場合の勤務の取扱いは、職務専念義務をはずすのか、それとも年次休暇で処理することになるのか。その取扱いがきちんとなっていないと現職ではなかなか難しいのではないか。また、調停委員の研修制度、研修期間はどのようになっているのか。

公務員に調停委員になっていただく場合には,その勤務先の取扱いによって兼 業の許可等を取っていただいており,また,企業でいえば,就業規則によってど のような手続が必要なのか,会社の方の了解を得る手続を取らせていただいてい る。

初めて調停委員になられた方については,新任家事調停委員研修会というのがあり,2日間くらいかけて調停委員の心構えであるとか,法律的なことを研修していただいている。あとはケース研究会,実務研究会があり,それ以外にも,当庁の調停委員の方は非常に熱心で,調停協会の方で裁判官を講師に招くなどの自主研修を年間に七,八回実施されている。

新しく調停委員になられた方は、最初にそういった研修を経て実務に入られるが、その場合には、男性、女性1人ずつの調停委員に新しい方を加えて3人調停を実施する。それで実務を経験していただき、その3人で話し合いながら、少しずつ調停に慣れていただく、あるいは当事者に対する対応の仕方というのを徐々に経験していただくというのが通常である。

採用決定自体は支部の方ではどうなるのか。

支部の調停委員の候補者については、支部長と本庁の選考委員会のメンバーで面接を行っている。

支部ごとの定員のようなものがあるのか。

現在員で考えていただければよい。特に支部ごとの定員というか,配置基準は 決まっていない。

いろいろ問題があって辞めていただくようなケースもあるのか。

ある。2年間の期間更新であり,再任しない場合もある。

問題があったら事件の担当を頼まなかったらよい。 2 年間待っていればよいのではないか。

もっと公にしていけば、なりたいと思っている人がいっぱいいるような気がする一方で、申し訳ないけれども、かなり危ない方もたくさんおられる。それで、相当の勉強と訓練をしてもらえばという人もいるが、本質的に大変だろうと思う人もいたりする。あまり宣伝し過ぎると、関心を持っている人にとっては家裁の調停委員というのは格好良いから、雲の上のことだと思っていたのになれるんだということになって自薦が増加する。そうした質の問題を考えると、きちんと審査のシステムが取れないとすればこわいのではないかと思ったが、逆にそういう逃げ道もあるのであれば、それはそれで機能するのかなとも思う。

(5) 次回日程等

本日欠席の委員の都合を伺った上で,6月28日(月),7月2日(金),7月5日(月)のいずれかに設定する。

なお,次回は,委員会の開始前である午後1時過ぎから「少年審判」に関するビデオを上映する。

(6) 所長閉会あいさつ

それでは委員会の終了に当たりまして,一言委員の皆様にお礼を申し上げさせていただきます。本日,皆様方からいただきました御意見は,今後の当裁判所の運営の参考とさせていただき,少しでも国民が利用しやすい裁判所作りを目指して努力してまいりたいと思います。また,その結果については,順次,この委員会で報告させていただきます。本日はどうも貴重な御意見をありがとうございました。

(7) その他

所長閉会あいさつの後,弁護士委員から議事録作成についての強い要望があり,議事録の作成については,次回の会則の中で議論することにし,今回は,議事概要で代えることを決定した。

なお,今回は,意見交換もあった関係から,第1回よりも詳細な議事概要を作成し, ホームページに掲載する前に各委員に送付することになった。